

議案第30号

東村山市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年5月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市税条例の一部を改正する条例

東村山市税条例（昭和25年東村山市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行等に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市税条例の一部を改正する条例

東村山市税条例（昭和25年東村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第40条の7の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第40条の8 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11項の2の10を次のように改める。

11の2の10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11項の2の11を附則第11項の2の12とし、附則第11項の2の10の次に次の1項を加える。

11の2の11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第11項の2の11を附則第11項の2の12とし、附則第11項の2の10の次に1項を加

える改正規定及び附則第3条中東村山市税条例の一部を改正する条例附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に2項を加える改正規定（附則第4項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東村山市税条例第40条の8の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（東村山市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 東村山市税条例の一部を改正する条例（昭和39年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とする。

附則第13項中「附則第3項及び第5項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第8項」を「附則第10項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第10項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第12項を附則第14項とし、附則第8項から第11項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第 5 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 4 項を附則第 6 項とし、附則第 3 項を附則第 5 項とし、附則第 2 項の次に次の 2 項を加える。

(法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合)

3 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

(法附則第 15 条第 4 5 項の条例で定める割合)

4 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

東村山市税条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第40条の8 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則 (昭和25年東村山市条例第4号)

11の2の10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11の2の11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11の2の12 (略)

附則第3条 (東村山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

附 則 (昭和39年東村山市条例第2号)

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

旧 条 例

附 則 (昭和25年東村山市条例第4号)

11の2の10 削除

11の2の11 (略)

附則第3条 (東村山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

附 則 (昭和39年東村山市条例第2号)

新 条 例

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 (略)

6 (略)

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分

旧 条 例

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

3 (略)

4 (略)

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分

新 条 例

の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

旧 条 例

の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

新 条 例

1.1 (略)

1.2 (略)

1.3 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.4 (略)

1.5 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1.6 (略)

1.7 (略)

旧 条 例

9 (略)

1.0 (略)

1.1 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.2 (略)

1.3 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項から第11項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1.4 (略)

1.5 (略)

新 条 例

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第11項の2の1を附則第11項の2の12とし、附則第11項の2の10の次に1項を加える改正規定及び附則第3条中東村山市税条例の一部を改正する条例附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に2項を加える改正規定（附則第4項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東村山市税条例第40条の8の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(東村山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東村山市税条例の一部を改正する条例（昭和39年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とする。

附則第13項中「附則第3項及び第5項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第8項」を「附則第10項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第10項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

旧 条 例

新 条 例

附則第12項を附則第14項とし、附則第8項から第11項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

旧 条 例